

# 公社債の課税方式

		税率				
		改正後 平成28年1月1日～				
所得の種類	現行	特定公社債等			一般公社債等	
	公社債等	特定口座(源泉徴収あり)	特定口座(簡易申告)	一般口座		
利子等	源泉分離課税(申告不要) 20% (所得税15%、住民税5%)	[配当割](申告不要も可能) 申告分離課税 20%(所得税15%、住民税5% 上場株式等と損益通算が可能) ・民間外国債の場合は総合課税 (所得税5～45%超過累進税率、住民税10%)			[利子割](申告は不可) 源泉分離課税 (所得税15%、住民税5%)	同族会社が発行した社債で その同族会社の役員などが 支払いを受けるもの  総合課税(利子所得) (所得税5～45%超過累進税 率、住民税10%)
譲渡所得	非課税	[株式等譲渡所得割](申告不要も可能) 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)	特別徴収なし 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)		特別徴収なし 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 未公開株式等と損益通算が可能)	
利付債の償還差益	総合課税 (所得税5～45%超過累進税率、住民税10%)	[株式等譲渡所得割](申告不要も可能) 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)	特別徴収なし 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)	特別徴収なし 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)	総合課税(雑所得) (所得税5～45%超過累進税率、住民税10%)	
割引債の償還差益	発行時源泉分離課税 所得税18%(一部16%)		特別徴収なし 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)	[配当割] 申告分離課税20% (所得税15%、住民税5%。 上場株式等と損益通算が可能)		
申告時は譲渡所得として申告						

- ・所得税においては令和19年までの間、2.1%の復興特別所得税が課されます。
- ・改正以前で発行時に所得税が源泉徴収された割引債については、その時点で課税が終了し償還時に再度課税されることはありません。